第十五号様式裏中「（第二十一条の九第八項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第一項、第三十四条の五」を「第三十四条の五第一項、第三十四条の六」に改める。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第三条　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「行うものに限る。）」の下に「又は障害児相談支援事業」を加え、「知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、同条第六号中「、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設」を削り、同条第十四号を削り、同条第十五号を同条第十四号とする。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第四条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

第十六条第一項第三号中リをヌとし、イからチまでをロからリまでとし、同号ロの前に次のように加える。

イ　障害児相談支援事業

第十六条第一項第六号中「相談支援事業」を「一般相談支援事業及び特定相談支援事業」に改める。

附則第六項中「第五条第二十二項」を「第五条第二十六項」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第五条　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設」に改め、同条第十三号中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

（健康保険法施行規則等の一部改正）

第六条　次に掲げる省令の規定中「の給付又は」の下に「同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは」を加え、「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第一号、第百六条第一項第一号及び第百七条第一号

二　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第一号、第九十六条第一項第一号及び第九十七条第一号

三　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第五条の五第一号、第二十七条の十二第一号及び第二十七条の十五第一項第一号

四　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第一号

（労働基準法施行規則の一部改正）

第七条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロの⑷中「債権」を「債券」に改める。

第三十三条第一項第二号中「、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設」を「及び障害児入所施設」に改める。

（予防接種法施行規則及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第八条　次に掲げる省令の規定中「、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不自由児施設」を「又は福祉型障害児入所施設」に、「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

一　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第九条

二　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）第四条の二

（医療法施行規則の一部改正）

第九条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項若しくは第六十八条第一号に規定する施設」を「第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設」に改める。

（社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程の一部改正）

第十条　社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表の下欄中「第二十一条の二（同法）」の下に「第二十一条の五の二十九及び」を加え、「第六十三条の三の二第三項」を「第二十四条の二十四第二項」に、「及び母子保健法」を「並びに母子保健法」に改める。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第十一条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第五条第十九項」を「第五条第二十三項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十二条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）」を「第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設」に改め、同号ホ中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に、「同条第二十七項」に改める。

（障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令の一部改正）

第十三条　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設」を「又は児童養護施設」に改め、同条第二号中「肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第十四条第一号中「各号（」の下に「第一号、第二号及び」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　削除

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

第十八条第一項中「、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者」を削る。